

用途ごとの規制（劇場等）

- 1 「劇場等」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場など、客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物若しくはスポーツなど各種の興行を行う場所をいう。
 なお、利用者が特定される地区集会場等は除くものとする。

2 指定場所において禁止される行為

指定場所の用途		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場等	舞台	禁止	禁止	禁止
	客席	禁止※	禁止	禁止
	公衆の出入りする部分	—	—	禁止

- (1) 「舞台」は、舞台部、奈落及び袖の他、これらに接続している道具室が含まれる。なお、出演者の控室等についても、前記部分と区画がなされている場合を除き、舞台に含むものとして取扱う。
- (2) 「客席」は、いす席、升席及び立見席等の客席部分並びに客席内の通路部分とする。
- (3) 「公衆の出入りする部分」は、上記(1)及び(2)以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路及び階段等の公衆が利用する部分とする。

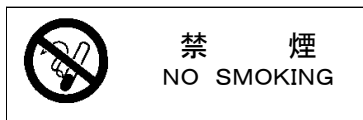
※ 観覧場にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材で作られた客席での喫煙行為は禁止行為から除かれる。

※ 公会堂及び集会所の客席にあつては、喫煙設備のある部分（喫煙所）での喫煙行為は禁止行為から除かれる。

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
劇場等	禁煙	正面舞台の側壁又は柱等
	火気厳禁	舞台、客席の入口
	危険物品持込厳禁	入場者用の入口

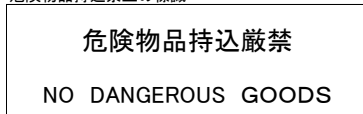
禁煙の標識



裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込禁止の標識



形状：長方形
 短辺：25cm以上
 長辺：50cm以上
 地：赤
 文字：白

(注)
 英語表示の追加も可能とする。

4 解除承認の可否

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
劇場等	舞台		可	可	可
	客席		否	可	可
	公衆の出入りする部分		—	—	可

(注) 喫煙所での喫煙行為、裸火に該当しない火気使用設備器具の使用及び規制の対象とされない危険物品の持込み行為は、解除承認申請の必要はない。